

阿波市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、本市の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、阿波市障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障がい者差別に関する相談体制の整備
- (2) 障がい者差別に関する相談事例に関する情報の共有
- (3) 障がい者差別に関する相談事案の協議を通じた解決のための取組
- (4) 障がい者差別解消についての広報活動及び啓発活動の推進
- (5) その他障がい者差別解消の推進を図るために必要な事項

(委員)

第3条 協議会は、次に掲げる団体に属する者及びその関係者並びに法令に関して高い見識を有する者その他の学識経験を有する者として市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 障害者団体
- (2) 教育関係団体
- (3) 社会福祉団体
- (4) 医療関係団体
- (5) 商工団体
- (6) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、新たに

委員が委嘱され又は任命された後、最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求め、若しくは資料等の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、会議に出席したことによって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。